

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

近年、野生鳥獣による農作物の被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村社会の崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしている。

本市においてもカラス、イノシシ、アライグマなどによる農作物の被害が増加している。

このような状況を踏まえ、国会において、平成19年12月に議員立法により「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が可決した。法に基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への有害鳥獣の捕獲許可の権限委譲など、各種支援の充実が図られた。

しかしながら、生息域を拡大続ける鳥獣による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や、地域リーダーや狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠である。

また、鳥獣の被害防止対策と適切な保護のためにも、正確な個体数の把握は欠かせないが、その調査方法は未だ十分なものとは言えず、早期の確立が望まれる。

鳥獣被害防止の充実を図るため、国に対して下記の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

1. 地方自治体が行う鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
2. 鳥獣被害対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講じること。
3. 有害鳥獣の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
4. 効果的な鳥獣被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年12月15日

岸和田市議会